

# 事業主(個人番号関係事務実施者)による本人確認(個人番号・身元(実在)確認)【概要】

平成28年1月1日以降、以下の様式について、事業主が従業員から個人番号を取得した上で様式に記入し、ハローワークに提出することが必要になります。

○ 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの(事業主において本人確認を行うもの)

① 雇用保険被保険者資格取得届 ② 雇用保険被保険者資格喪失届、③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書、④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書、⑤ 介護休業給付金支給申請書

事業主は、上記の届出等にあたり、以下のとおり従業員の個人番号の確認と身元(実在)確認が必要です。

I 雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元(実在)確認のための書類の提出は不要です。

この場合には、次のいずれかの書類による個人番号の確認が必要です。

〈確認書類〉

個人番号カード / 通知カード / 個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 など

II Iに該当しない場合は、①又は②の方法で個人番号の確認と身元(実在)確認が必要です。

①個人番号カード

②通知カード又は個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 + (A)～(C)いずれか

(A) 以下の書類のいずれか一つ

運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/  
特別永住者証明書

(B) 以下の書類のいずれか一つ

写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書 など

(C) (A)又は(B)が困難な場合は以下の書類から2つ以上

公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書 など

※詳しくは「詳細版」を参照してください。

※ ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書、④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書、⑤ 介護休業給付金支給申請書は、平成28年2月16日以降、原則として、事業主を経由して提出することとなりますので、労使協定を締結する必要はありません。また、事業主は、番号法上の個人番号関係事務実施者として提出することとなりますので、今後、ハローワークにおいて、代理権や本人の個人番号確認等はいりません。(詳細は厚生労働省ホームページ「マイナンバー制度(雇用保険関係)」の「よくある質問(Q&A)」を参照してください)。

# 事業主(個人番号関係事務実施者)による本人確認(個人番号・身元(実在)確認)【詳細版】

対面・郵送による場合 (郵送の場合は書類又はその写しの提出が必要)

## 個人番号確認

## 身元(実在)確認

- ①個人番号カード
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

上記①～③での確認が困難な場合は、次のいずれかによる確認

- ④過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイル
- ⑤官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって**公共職業安定所長が適当と認める書類(※)**

(※)公共職業安定所長が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号)(以下「国税庁告示」という。))と同様のものとする。

(例)国税庁告示で定めている書類の例

- ・自身の個人番号に相違ない旨の申立書(提示時において作成した日から6ヶ月以内で本人の署名や押印があるもの。個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び住所又は生年月日の記載が必要。)

I 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと公共職業安定所長が認めるとき(※)は、身元(実在)確認のための書類の提出は不要

(※)公共職業安定所長が適当と認めるときについては、国税庁が定める告示(国税庁告示)と同様のものとする。

(例)雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合

II I 以外の場合は、次のいずれかによる確認

- ①個人番号カード
- ②以下の書類のいずれか一つによる確認  
運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書
- ③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、**公共職業安定所長が適当と認める書類(※)**

(※)公共職業安定所長が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(国税庁告示)と同様のものとする。

(例)本人の写真の表示のある身分証明書等(法人、官公署が発行した身分証明書や資格証明書)で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの(提示時に有効なものに限る)(写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書など)

上記の①～③が困難な場合は、④又は⑤から2つ以上による確認

- ④公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書
- ⑤官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、**公共職業安定所長が適当と認める書類(※)**

(※)公共職業安定所長が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(国税庁告示)と同様のものとする。

(例)国税庁告示で定めている書類の例

- ・本人の写真の表示のない身分証明書等(法人、官公署が発行した身分証明書や資格証明書)で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの(提示時に有効なものに限る)(身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)、生活保護受給者証など)
- ・領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、氏名、生年月日又は住所の記載がある国税等の領収証書等(提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの)(国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書)
- ・官公署から発行・発給された本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行・発給された日から6ヶ月以内のもの)(印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳)

# 事業主(個人番号関係事務実施者)による本人確認(個人番号・身元(実在)確認)【詳細版】

## オンラインによる場合

個人番号確認	身元(実在)確認
①個人番号カード(ICチップの読み取り)	
<p>②過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイルの確認</p> <p>③官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、<b>公共職業安定所長が適当と認める書類(※)</b>若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信</p> <p>(※)公共職業安定所長が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号)(以下「国税庁告示」という。))と同様のものとする。</p> <p>(例)国税庁告示で定めている書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード、通知カード</li><li>・個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)</li><li>・自身の個人番号に相違ない旨の申立書(提示時において作成した日から6ヶ月以内で本人の署名や押印があるもの。個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び住所又は生年月日の記載が必要。)</li></ul>	<p>②公的個人認証による電子署名</p> <p>③<b>公共職業安定所長が適当と認める方法(※)</b></p> <p>(※)公共職業安定所長が適当と認める書類については、国税庁が定める書類(国税庁告示)と同様のものとする。</p> <p>(例)国税庁告示で定めている方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・民間電子証明書</li><li>・身元(実在)確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信</li><li>・個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行するID・パスワード</li></ul>

※国税庁が定める書類について、詳しくは以下の国税庁ホームページを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>